



宮 崎 県 公 報

平成21年6月1日(月曜日)第2087号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 高 洲 町 222 番 地
合 資 会 社 愛 文 社 印 刷 所

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

規 則	頁	
○宮崎県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則…………… (会計課) 1		○公共測量終了の通知…………… (管理課) 4
告 示		公安委員会規則
○急傾斜地崩壊危険区域の指定…………… (砂防課) 1		○銃砲刀剣類所持等取締法第12条の3の診断を行う医師の指定に関する規則…………… 4
公 告		○宮崎県道路交通法施行細則の一部を改正する規則…………… 5
○保安林の皆伐面積の限度…………… (自然環境課) 3		公安委員会公告
○市町村が行う土地改良事業の工事完了の届出… (農村整備課) 4		○警備員指導教育責任者講習の実施について…………… 8
○県営土地改良事業の工事の完了 (3件) …… () 4		選挙管理委員会告示
		○政党その他の政治団体の設立及び異動並びに解散の届出…………… 9
		○解散した政治団体の収支報告書の要旨…………… 10

規 則

宮崎県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年6月1日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県規則第26号

宮崎県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県収入証紙条例施行規則(昭和39年宮崎県規則第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
別表第1(第3条関係) [略] 4 警察関係使用料及び手数料徴収条例(平成12年宮崎県条例第40号)に基づく使用料又は手数料のうち、次に掲げるもの(1)~(78) [略] <u>(79)~(97)</u> [略] [略]	別表第1(第3条関係) [略] 4 警察関係使用料及び手数料徴収条例(平成12年宮崎県条例第40号)に基づく使用料又は手数料のうち、次に掲げるもの(1)~(78) [略] <u>(79) 認知機能検査手数料</u> <u>(80)~(98)</u> [略] [略]

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

宮崎県告示第 437号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

平成21年6月1日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 郡司分池内-3地区

(1) 区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱1号から21号までを順次結んだ

線及び標柱1号と21号を結んだ線により囲まれた土地の区域
(2) 標柱の表示

標柱番号	標柱の存する土地
1	宮崎市大字郡司分字池内乙 887
2	〃 〃 〃 879-4
3	〃 〃 〃 879-3
4	〃 〃 〃 879-2

5	宮崎市大字郡司分字池内乙 879-8
6	〃 〃 〃 891-1
7	〃 〃 〃 891-1
8	〃 〃 〃 891-1
9	〃 〃 〃 892-2
10	〃 〃 〃 892-2
11	〃 〃 〃 892-2
12	〃 〃 〃 892-1
13	〃 〃 〃 892-3
14	〃 〃 〃 892-3
15	〃 〃 〃 892-3
16	〃 〃 〃 892-3
17	〃 〃 〃 892-3
18	〃 〃 〃 893-8
19	〃 〃 〃 893-5
20	〃 〃 〃 889
21	〃 〃 〃 888-1

2 藪内地区

(1) 区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱1号から7号までを順次結んだ線及び標柱1号と7号を結んだ線により囲まれた土地の区域

(2) 標柱の表示

標柱番号	標柱の存する土地
1	都城市山之口町花木字藪内 183
2	〃 〃 〃 〃 180-3
3	〃 〃 〃 〃 222-1
4	〃 〃 〃 〃 220
5	〃 〃 〃 〃 217-1
6	〃 〃 〃 〃 217-2

7	都城市山之口町花木字藪内 189-1
---	--------------------

3 駒宮第一地区

(1) 区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱1号から6号までを順次結んだ線及び標柱1号と6号を結んだ線により囲まれた土地の区域

(2) 標柱の表示

標柱番号	標柱の存する土地
1	日南市大字平山字別府1062-5
2	〃 〃 〃 1060-1
3	〃 〃 〃 1059-1
4	〃 〃 〃 1075
5	〃 〃 字細石1088-7
6	〃 〃 字別府1071-11

4 所野尾地区

(1) 区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱1号から11号までを順次結んだ線及び標柱1号と11号を結んだ線により囲まれた土地の区域（平成元年2月21日宮崎県告示第239号で指定した第18号に掲げる区域を除く。）

(2) 標柱の表示

標柱番号	標柱の存する土地
1	西臼杵郡高千穂町大字河内字所野尾2000-1
2	〃 〃 〃 〃 2000-2
3	〃 〃 〃 〃 字西ヶ河内2004-9
4	〃 〃 〃 〃 字所野尾1984
5	〃 〃 〃 〃 1985-1
6	〃 〃 〃 〃 1984
7	〃 〃 〃 〃 1984
8	〃 〃 〃 〃 1982-1
9	〃 〃 〃 〃 1994
10	〃 〃 〃 〃 1999
11	〃 〃 〃 〃 1999

5 貫原地区

(1) 区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱1号から9号までを順次結んだ線及び標柱1号と9号を結んだ線により囲まれた土地の区域

(2) 標柱の表示

標柱番号	標柱の存する土地
1	西白杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所字鷲ノ巣 11653
2	〃 〃 〃 〃 11609
3	〃 〃 〃 字貫原 11597-1
4	〃 〃 〃 〃 11579-1
5	〃 〃 〃 〃 11595-7
6	〃 〃 〃 〃 11590
7	〃 〃 〃 〃 11533
8	〃 〃 〃 〃 11584-1
9	〃 〃 〃 字鷲ノ巣 11606

公 告

保安林の平成21年度における皆伐による立木の伐採につき、森林法（昭和26年法律第249号）第34条第1項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のように定める。

平成21年6月1日

宮崎県知事 東国原 英 夫

同一の単位とされる保安林等		皆伐面積の許容限度 (単位：ヘクタール)
単位区域名	保安林の種類	
北川水かん	水源かん養保安林	517.86
北川土流	土砂流出防備保安林	86.40
北川干害	干害防備保安林	1.46
五ヶ瀬川水かん	水源かん養保安林	1,943.14
五ヶ瀬川土流	土砂流出防備保安林	104.89
五ヶ瀬川干害	干害防備保安林	7.24
五ヶ瀬川保健	保健保安林	5.44

五十鈴川水かん	水源かん養保安林	1,025.39
五十鈴川土流	土砂流出防備保安林	25.46
五十鈴川干害	干害防備保安林	23.80
五十鈴川保健	保健保安林	0.22
耳川水かん	水源かん養保安林	1,996.43
耳川土流	土砂流出防備保安林	86.82
小丸川上流水かん	水源かん養保安林	226.57
小丸川上流土流	土砂流出防備保安林	44.23
一ツ瀬川水かん	水源かん養保安林	2,408.78
一ツ瀬川土流	土砂流出防備保安林	97.61
一ツ瀬川干害	干害防備保安林	3.98
一ツ瀬川保健	保健保安林	1.84
小丸川下流水かん	水源かん養保安林	778.76
小丸川下流土流	土砂流出防備保安林	24.98
小丸川下流干害	干害防備保安林	1.32
小丸川下流保健	保健保安林	0.22
川内川上流水かん	水源かん養保安林	662.43
川内川上流土流	土砂流出防備保安林	64.66
川内川上流防風	防風保安林	0.40
川内川上流干害	干害防備保安林	6.96
大淀川本流水かん	水源かん養保安林	1,275.91
大淀川本流土流	土砂流出防備保安林	168.79
大淀川本流防風	防風保安林	0.64
大淀川本流干害	干害防備保安林	10.13
大淀川本流保健	保健保安林	5.26
本庄川水かん	水源かん養保安林	1,507.19
本庄川土流	土砂流出防備保安林	6.47

宮崎県知事 東国原 英 夫

本庄川防風	防風保安林	0.10
本庄川干害	干害防備保安林	2.70
本庄川保健	保健保安林	7.34
大淀川中流水かん	水源かん養保安林	1,158.15
大淀川中流土流	土砂流出防備保安林	55.67
広渡川水かん	水源かん養保安林	412.27
広渡川土流	土砂流出防備保安林	142.87
広渡川干害	干害防備保安林	1.20
広渡川保健	保健保安林	0.18
福島川水かん	水源かん養保安林	377.34
福島川土流	土砂流出防備保安林	11.41
福島川干害	干害防備保安林	3.34

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第 113条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり土地改良事業の施行に伴う工事を完了した旨の届出があった。

平成21年 6 月 1 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

届出者		工事が完了した事業			完 了 年 月 日
事 業 主 体 名	市町村名	地区名	市町村名	事業名	
日之影町	日之影町	大平下	日之影町	ため池等整備事業 (土砂崩壊防止)	平成21年 2月16日
五ヶ瀬町	五ヶ瀬町	長崎	五ヶ瀬町	ため池等整備事業 (土砂崩壊防止)	平成20年 3月25日
五ヶ瀬町	五ヶ瀬町	牧	五ヶ瀬町	農地環境整備事業	平成21年 3月25日

次の地区の県営土地改良事業の施行に伴う工事は、完了した。
平成21年 6 月 1 日

地区名	市町村名	事 業 名	完了年月日
八 重 所	五ヶ瀬町	ため池等整備事業 (小規模土砂崩壊防止)	平成21年 3 月18日
田 原	高千穂町	中山間地域総合農地 防災事業	平成21年 3 月26日
三ヶ所	五ヶ瀬町	中山間地域総合農地 防災事業	平成21年 3 月25日
鞍 岡	五ヶ瀬町	中山間地域総合整備 事業	平成21年 3 月25日

次の地区の県営土地改良事業の施行に伴う工事は、完了した。
平成21年 6 月 1 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

地区名	市町村名	事 業 名	完了年月日
横 市	都城市	経営体育成基盤整備 事業	平成21年 3 月23日
前 田	都城市	ため池等整備事業 (土砂崩壊防止)	平成21年 3 月24日
都 城	都城市	田園空間整備事業	平成21年 3 月25日

次の地区の県営土地改良事業の施行に伴う工事は、完了した。
平成21年 6 月 1 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

地区名	市町村名	事 業 名	完了年月日
新今別府	都農町	農地保全整備事業	平成21年 3 月27日

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第 14条第 2 項の規定により、平成20年宮崎県公報第2045号により公告した公共測量（3級基準点：1点、4級基準点17点、出来形確定測量：2.92ha「世界測地系」）が平成21年 2 月28日終了した旨、小林市長から通知があった。

平成21年 6 月 1 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

公安委員会規則

銃砲刀剣類所持等取締法第12条の 3 の診断を行う医師の指定に関する規則をここに公布する。

平成21年6月1日

宮崎県公安委員会委員長 田 代 知 代

宮崎県公安委員会規則第8号

銃砲刀剣類所持等取締法第12条の3の診断を行う医師の指定に関する規則

(医師の指定)

第1条 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号。以下「法」という。)第12条の3の診断を行う医師の指定(以下「医師の指定」という。)は、次の表の左欄に掲げる診断の対象者の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる医師のうちから行うものとする。

診 断 の 対 象 者	医 師
法第5条第1項第2号に規定する政令で定める病気(銃砲刀剣類所持等取締法施行令(昭和33年政令第33号)第5条の2第3号に定める病気を除く。)にかかっている者として調査の必要のあるもの並びに法第5条第1項第3号及び第4号に掲げる者として調査の必要のあるもの	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第18条第1項の精神保健指定医に指定されている医師
銃砲刀剣類所持等取締法施行令第5条の2第3号に定める病気にかかっている者として調査の必要のあるもの	左欄の病気の診断について特に専門的な知識及び技能を有すると認められる医師
介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第16号に規定する認知症である者として調査の必要のあるもの	左欄の認知症の診断について特に専門的な知識及び技能を有すると認められる医師

2 医師の指定の期間は、3年以内とし、再指定を妨げないものとする。

(告示)

第2条 医師の指定を行ったときは、その氏名、勤務する病院名、病院の所在地及び診断の対象者を告示するものとする。

(委任)

第3条 この規則に定めるもののほか、医師の指定に関し必要な事項は、警察本部長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

宮崎県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年6月1日

宮崎県公安委員会委員長 田 代 知 代

宮崎県公安委員会規則第9号

宮崎県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

宮崎県道路交通法施行細則(昭和35年宮崎県公安委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																														
(臨時適性検査の通知及び命令等) 第33条 法第102条第1項若しくは第2項又は第107条の4第1項の規定による臨時適性検査を行う場合の通知は、別記様式第23号の通知書によって行うものとする。 2 法第90条第6項又は第103条第5項に規定する適性検査の受検命令にあっては、別記様式第23号の2の適性検査受検命令書を、診断書の提出命令にあっては、別記様式第23号の3の診断書提出命令書によって行うものとする。 (受講の申請等) 第38条 [略] 2 [略]	(臨時適性検査の通知及び命令等) 第33条 法第102条第6項又は第107条の4第1項の規定による臨時適性検査を行う場合の通知は、別記様式第23号の通知書によって行うものとする。 2 法第90条第8項又は第103条第6項に規定する適性検査の受検命令にあっては別記様式第23号の2の適性検査受検命令書を、診断書の提出命令にあっては別記様式第23号の3の診断書提出命令書によって行うものとする。 (受講の申請等) 第38条 [略] 2 [略] 3 法第97条の2第1項第3号イ又は第101条の4第2項に規定する認知機能検査を受けようとする者は、別記様式第35号の5の申請書を公安委員会に提出しなければならない。																														
別表第1(第2条関係)	別表第1(第2条関係)																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>申請、届出又は交付</th> <th>経由機関</th> <th>申請又は届出等の様式</th> <th>部数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>57の2</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	番号	申請、届出又は交付	経由機関	申請又は届出等の様式	部数	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	57の2	[略]	[略]	[略]	[略]	<table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>申請、届出又は交付</th> <th>経由機関</th> <th>申請又は届出等の様式</th> <th>部数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>57の2</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	番号	申請、届出又は交付	経由機関	申請又は届出等の様式	部数	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	57の2	[略]	[略]	[略]	[略]
番号	申請、届出又は交付	経由機関	申請又は届出等の様式	部数																											
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]																											
57の2	[略]	[略]	[略]	[略]																											
番号	申請、届出又は交付	経由機関	申請又は届出等の様式	部数																											
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]																											
57の2	[略]	[略]	[略]	[略]																											

<p>[略]</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="828 202 885 264">57の 3</td> <td data-bbox="893 202 1144 264">認知機能検査の受検申請</td> <td data-bbox="1153 202 1209 264">/</td> <td data-bbox="1218 202 1356 264">/ 第35号 の5</td> <td data-bbox="1364 202 1421 264">1通</td> </tr> <tr> <td colspan="5" data-bbox="828 264 1421 309">[略]</td> </tr> </table>	57の 3	認知機能検査の受検申請	/	/ 第35号 の5	1通	[略]				
57の 3	認知機能検査の受検申請	/	/ 第35号 の5	1通							
[略]											
<p>備考 [略]</p> <p>様式第23号 (第33条関係)</p> <p>[略]</p> <p>道路交通法 <u>第102条第1項・第2項</u> <u>第107条の4第1項</u>の規定により、下記のとおり臨時適性検査を 実施するので通知します。</p> <p>[略]</p>	<p>備考 [略]</p> <p>様式第23号 (第33条関係)</p> <p>[略]</p> <p>道路交通法 <u>第102条第6項</u> <u>第107条の4第1項</u>の規定により、下記のとおり臨時適性検査を 実施するので通知します。</p> <p>[略]</p>										
<p>様式第23号の2 (第33条関係)</p> <p>[略]</p> <p>道路交通法 <u>第90条第6項</u> <u>第103条第5項</u>の規定により、下記のとおり適性検査の受検を命じま す。</p> <p>[略]</p>	<p>様式第23号の2 (第33条関係)</p> <p>[略]</p> <p>道路交通法 <u>第90条第8項</u> <u>第103条第6項</u>の規定により、下記のとおり適性検査の受検を命じま す。</p> <p>[略]</p>										
<p>様式第23号の3 (第33条関係)</p> <p>[略]</p> <p>道路交通法 <u>第90条第6項</u> <u>第103条第5項</u>の規定により、下記のとおり、道路交通法施行規則 <u>第18条の4第2項</u> <u>第29条の5第2項</u>に規定する要件を満たす医師の診断書の提出を命じます。</p> <p>[略]</p>	<p>様式第23号の3 (第33条関係)</p> <p>[略]</p> <p>道路交通法 <u>第90条第8項</u> <u>第103条第6項</u>の規定により、下記のとおり、道路交通法施行規則 <u>第18条の4第2項</u> <u>第29条の5第2項</u>に規定する要件を満たす医師の診断書の提出を命じます。</p> <p>[略]</p>										

別記様式第35号の4の次に次の1様式を加える。

様式第35号の5 (第38条関係)

認知機能検査受検申請書

年 月 日

宮崎県公安委員会 殿

受 検 者	住 所	
	フリガナ	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日 (歳)
受 検 年 月 日		年 月 日
受 検 場 所		
手 数 料		
備 考		

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公安委員会公告

宮崎県公安委員会公告第 8 号

警備業法(昭和47年法律第 117号。以下「法」という。)第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

平成21年 6 月 1 日

宮崎県公安委員会委員長 田 代 知 代

1 講習の種類、警備業務の区分、実施日及び定員

種 類	警備業務区分	講 習 の 実 施 日
新規取得講習	2号警備業務	平成21年8月3日から7日、及び10日

定員は、30人とする。

2 講習の対象者

(1) 新規取得講習

講習の対象者は、法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証(以下「資格者証」という。)又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号)第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「講習修了証明書」という。)を有しない者で、かつ、受講申込みを行う日において、次のいずれかに該当する者とする。

ア 最近5年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る法第23条第4項に規定する合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事している者

エ 検定規則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事している者

3 講習の場所

宮崎市学園木花台西2丁目4番地3

宮崎地域職業訓練センター

電話0985-58-1554

4 受講申込書の提出方法等

(1) 提出先

受講申込者の住所地を管轄する警察署とする。ただし、受講

申込者が警備員である場合は、その属する営業所の所在地を管轄する警察署でも良いこととする。

(2) 提出日時

警備業務区分	提 出 日 時
2号警備業務	平成21年6月22日(月)から7月3日(金)の午前9時から午後5時まで(土、日を除く。)

(3) 提出方法

提出は、申込者本人によることを原則とするが、申込者が警備員であって、その属する営業所の従業員に委任状を託しての代理申込については認める。郵送による申込は認めない。

(4) 提出書類等

ア 受講申込書(受講申込者の写真(申請前6月以内に撮影した縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景のもの)を貼り付けたもの)

イ 2に掲げる要件に該当することを証明する次の書面

(ア) 2の各アに該当する者

当該警備業務の区分に係る警備業務従事証明書及び履歴書

(イ) 2の各イに該当する者

検定規則第4条に規定する1級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の写し

(ウ) 2の各ウに該当する者

検定規則第4条に規定する2級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(エ) 2の各エに該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証の写し

(オ) 2の各オに該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

5 手数料

受講申込時、次表の手数料に相当する額の宮崎県証紙により納入すること。

種 類	警備業務区分	手 数 料
新規取得講習	2号警備業務	38,000円

納入された手数料は、受講辞退その他いかなる場合にも返還しない。

6 その他

(1) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習のために必要な範囲でのみ利用する。

(2) 本件に関する問い合わせは、宮崎県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係(電話代表0985-31-0110)に行うこと。

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第23号

政治資金規正法（昭和23年法律第 194号）第 6 条第 1 項及び第 7

条並びに第17条第 1 項の規定により、政党その他の政治団体から設立及び異動並びに解散の届出があったので、同法第 7 条の 2 第 1 項及び第 17 条第 3 項の規定により、次のとおり告示する。

平成21年 6 月 1 日

宮崎県選挙管理委員会委員長 川 崎 浩 康

1 設立届

○その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
尾畑英幸後援会	鍋 島 武	中 野 誠 五	東臼杵郡美郷町西郷区田代1903番地	平成21年 4 月 2 日
いいほし富生後援会	川 越 港	飯 尾 博	東諸県郡国富町大字本庄5043- 8	平成21年 4 月13日
本仮屋勉後援会	上 岡 隆 章	本仮屋 美 幸	都城市鷹尾 5 丁目 6 - 10	平成21年 4 月14日

2 異動届

○政党

政治団体の名称	異動事項	異動後	異動前	届出年月日
自由民主党宮崎県 たばこ耕作者支部	会 計 責 任 者	長 谷 川 亮	金 丸 重 年	平成21年 4 月 3 日
自由民主党宮崎県児湯郡第一支部	代 表 者	永 友 ヤス子	永 友 一 美	平成21年 4 月14日

○その他の政治団体

政治団体の名称	異動事項	異動後	異動前	届出年月日
ときとう伸一後援会	会 計 責 任 者	時 任 洋 子	坂 田 佐 一 郎	平成21年 4 月 1 日
小林えびの西諸歯科医師連盟支部	代 表 者	北 原 昭 文	西 田 賢 三	平成21年 4 月 2 日
	会 計 責 任 者	小 城 正 久	市 来 祐 二	
全国たばこ耕作者政治連盟 宮崎県支部	会 計 責 任 者	長 谷 川 亮	金 丸 重 年	平成21年 4 月 3 日
都城市北諸県郡歯科医師連盟支部	代 表 者	田 中 義 哉	荒 武 萬 公	平成21年 4 月 3 日
	会 計 責 任 者	是 枝 正 彦	内 之 浦 辰 郎	
宮崎県歯科医師連盟宮崎支部	代 表 者	後 藤 剛 久	丸 山 寿 夫	平成21年 4 月 6 日
	会 計 責 任 者	黒 木 晃 一	河 崎 邦 夫	
大海倶楽部	政 治 団 体 の 名 称	大 海 倶 楽 部	川 口 大 海 後 援 会	平成21年 4 月 7 日
長瀬道大を育てる会	会 計 責 任 者	赤 川 勲 一 郎	竹 山 義 高	平成21年 4 月 8 日
中野廣明後援会	代 表 者	渡 辺 徹 雄	横 山 幹 郎	平成21年 4 月10日
たくましい宮崎を作る会	主たる事務所の所在地	宮崎市大塚町樋ノ口	宮崎市別府町 3 - 9	平成21年 4 月10日

		1952番地 3	友愛連絡会内 3 F	
権藤梅義後援会	主たる事務所の所在地	宮崎市大塚町樋ノ口 1952番地 3	宮崎市別府町 3 - 9 友愛連絡会内 3 F	平成21年 4 月10日
宮崎県商工政治連盟	会 計 責 任 者	大 谷 泰 子	吉 田 沙 織	平成21年 4 月10日
櫛成山会	主たる事務所の所在地	宮崎市吉村町宮ノ脇甲 2078 - 4	宮崎市吉村町中原甲 2703 - 3	平成21年 4 月15日
	代 表 者	四 倉 武 夫	日 高 郁 夫	
	会 計 責 任 者	児 玉 久 夫	矢 野 岩 男	
県南を元気にする会	政 治 団 体 の 名 称	県南を元気にする会	新しい日南をつくる会	平成21年 4 月16日
戸敷栄一後援会	会 計 責 任 者	戸 敷 英 幸	日 高 宗 範	平成21年 4 月28日

3 解散届

○政党

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
自由民主党宮崎県 児湯郡第一支部	永 友 ヤス子	岩 村 卯一郎	児湯郡川南町大字川南 13655 - 2	平成21年 4 月14日
自由民主党宮崎県歯科 技工士支部	宮 永 齊	三 城 敏 裕	宮崎市祇園 3 丁目25番地 1 リバーサイドマンション 202	平成21年 4 月28日

○その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
小澤壽賀穂後援会	小 澤 壽賀穂	小 澤 千 穂	東臼杵郡門川町大字門川尾末8815 - 1	平成21年 4 月 2 日
河野通継後援会	陶 山 清 詩	河 野 章 弘	児湯郡都農町大字川北 15167 - 1	平成21年 4 月 3 日

宮崎県選挙管理委員会告示第24号

政治資金規正法 (昭和23年法律第 194号) 第17条第 1 項の規定により、解散した政治団体の代表者及び会計責任者から提出された収入及び支出に関する報告書の要旨は、次のとおりである。

平成21年 6 月 1 日

宮崎県選挙管理委員会委員長 川 崎 浩 康

(政党)

政治団体の名称 自由民主党宮崎県児湯郡第一支部

(平成18年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	290,615円
ア 前年繰越額	165,215円
イ 本年収入額	125,400円
(2) 支出総額	0円

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

ア 個人の負担する党費又は会費	125,400円
	108人
合 計	125,400円

(平成19年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	390,615円
ア 前年繰越額	290,615円
イ 本年収入額	100,000円
(2) 支出総額	0円

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

オ 本部又は支部から供与された交付金に係る収入	100,000円
合 計	100,000円

(平成20年分)

1 収入・支出の総額		政治団体の名称	河野通継後援会
(1) 収入総額	<u>390,615円</u>	報告年月日	平成21年4月3日
ア 前年繰越額	390,615円		(平成20年分)
イ 本年収入額	0円	1 収入・支出の総額	
(2) 支出総額	<u>0円</u>	(1) 収入総額	<u>0円</u>
政治団体の名称	自由民主党宮崎県歯科技工士支部	ア 前年繰越	0円
報告年月日	平成21年4月28日	イ 本年収入額	0円
	(平成21年分)	(2) 支出総額	<u>0円</u>
1 収入・支出の総額			
(1) 収入総額	<u>38,151円</u>		
ア 前年繰越額	27,734円		
イ 本年収入額	10,417円		
(2) 支出総額	<u>38,151円</u>		
2 収入・支出の内訳			
(1) 収入の内訳			
ア 個人の負担する党費又は会費	<u>10,400円</u>		
	10人		
カ その他の収入	<u>17円</u>		
合 計	<u>10,417円</u>		
(2) 支出の内訳			
イ 政治活動費	<u>38,151円</u>		
(オ) 寄附・交付金	38,151円		
合 計	<u>38,151円</u>		
(その他の政治団体)			
政治団体の名称	小澤壽賀穂後援会		
報告年月日	平成21年4月2日		
	(平成18年分)		
1 収入・支出の総額			
(1) 収入総額	<u>0円</u>		
ア 前年繰越	0円		
イ 本年収入額	0円		
(2) 支出総額	<u>0円</u>		
	(平成19年分)		
1 収入・支出の総額			
(1) 収入総額	<u>0円</u>		
ア 前年繰越	0円		
イ 本年収入額	0円		
(2) 支出総額	<u>0円</u>		
	(平成20年分)		
1 収入・支出の総額			
(1) 収入総額	<u>0円</u>		
ア 前年繰越	0円		
イ 本年収入額	0円		
(2) 支出総額	<u>0円</u>		
	(平成21年分)		
1 収入・支出の総額			
(1) 収入総額	<u>0円</u>		
ア 前年繰越	0円		
イ 本年収入額	0円		
(2) 支出総額	<u>0円</u>		

--	--